

原動機付自転車等の申告をされる際には、届出者(窓口に来られた方)の確認を行いますので、本人確認書類の提示をお願いいたします。

本人になりすました不正な手続きを防ぐとともに、皆様の大切な個人情報を守るため実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【本人確認書類となるもの】

【1点提示でよいもの】

運転免許証、パスポート、個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証など国又は地方公共団体の機関が発行した資格証及び証明書(顔写真付きのもの)
(いずれも有効期限内のものに限る)

【2点以上必要となるもの】

- A 健康保険証、年金手帳、高齢受給者証、介護保険被保険者証など法律の規定により国又は地方公共団体の機関が発行したもの。
- B 社員証・学生証(顔写真付き)など国又は地方公共団体の機関以外が発行したもの。本人名義の預金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど(取得時に本人確認を行い、かつ改ざん防止の措置を施したもの)
(いずれも有効期限内のものに限る)

注： Aのみ2点 または AとBの2点による組み合わせとなります。

- ※ 住民票の写しや戸籍謄抄本は本人確認書類として認められません。
- ※ 上記のいずれの書類をお持ちでない方や詳しい内容につきましては、市民税課までお問い合わせください。

市民税課・・・電話 055(237)5399